平成２８年（フ）第５１号
愛媛県宇和島市小浜2206番地１
破産者　清水　　武
１　決定年月日　平成29年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１１０号
大分市萩原２丁目４番２号（日本暖房鉄工寮402）
破産者　大塚真由美
１　決定年月日　平成29年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
大分県杵築市山香町大字野原1000番地
破産者　伊東　博英
１　決定年月日　平成29年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩郡さつま町山崎94番地
破産者　鮫島章治郎（旧姓新原）
１　決定年月日　平成29年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
北海道室蘭市舟見町２丁目４番16号
破産者　阿部　　徹
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
北海道稚内市末広４丁目１番10―104号　市営住宅58－Ａ－１
破産者　佐久間弘子
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３９８号
横浜市港北区日吉本町６丁目27－９　疋田ハイツ201、住民票上の住所横浜市港北区日吉本町２丁目54番８号
破産者　大宮　裕作
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４７０号
横浜市南区永楽町１丁目８番地20　ライオンズマンション横浜大通り公園南803
破産者　佐瀬　修一
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９５号
金沢市米泉町８－140－１　県営住宅米泉２号棟21　畦内方、住民票上の住所金沢市入江３丁目108番地　プレジール幸202号
破産者　奥谷　和也
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２０号
金沢市蚊爪町イ117番地
破産者　柚木　貞枝
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５９号
岐阜市清本町９丁目５番地１
破産者　坂部　涼子
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３６号
岐阜県大垣市二葉町４丁目３番地　プラッサムコート羽衣Ｂ　102号室
破産者　加藤　秀樹
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
岐阜県海津市南濃町境69番地３　Ｌ・Ｓｈａｔｅａ105号
破産者　田中　大輔
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
山梨県甲府市千塚３丁目３番５号ドエル藤201号、申立時の住所静岡県富士市鮫島318番地の10
破産者　平野　浩一
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７７号
静岡県富士市石坂66番地の１　市営住宅石坂Ａ団地Ｂ－304号
破産者　久能　秀孝
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１３０１号
京都府舞鶴市行永東町24番地の９、開始決定時住所京都府舞鶴市溝尻町14番地１－105号
破産者　木村竹男こと　朴　　竹男
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
大阪府枚方市岡南町12番12号、開始決定時の住所京都市南区東九条東札辻町27番地２
破産者　高島尚道こと　李　　尚道
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９６２号
京都府城陽市平川広田20番地の26
破産者　庄司　祐也
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１００３号
京都市中京区姉小路通小川東入宮木町483番地ブローニュ姉小路206、住民票上の住所京都市中京区姉小路通小川東入宮木町486番地
破産者　宮﨑　次子
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係